令和３年度被扶養者の再認定について

１．概要

当健保組合では医療費の適正化に向け、法令等に基づき被扶養者として認定されている方の収入など生計維持の状況を確認するための再認定を毎年実施しています。 再認定の対象となる被扶養者がいる被保険者の皆様へは、8 月末頃に勤務先担当課を経由して「確認調書」と「パンフレット」の2つの書類を同封した封筒をお届けしております。

皆様には、確認調書にあらかじめ記載された内容のご確認と、必要事項へのご記入・ご署名をお願いすることとなりますが、詳細につきましてはパンフレット（PDF 版⇒ こちら）をご覧いただくこととし、ここではケースに応じた確認調書への記載例や留意点についてご案内します。

※任意継続被保険者として加入されている方は対象外としておりますので関係書類のお届けはございません。

２．確認調書の記入例等

（1） **あらかじめ記載されている内容に訂正が無く、被扶養者の削除も無い場合の記入例　⇒ こちら**

※記入・署名後の確認調書は勤務先担当課の指定する期日までに同課へご提出ください。

（2） **あらかじめ記載されている内容に訂正がある場合の記入例　⇒ こちら**

※生年月日の誤り等の訂正がある場合は、被保険者証の訂正再発行が必要です。 ホームページに掲載している「被扶養者諸変更・訂正届」に対象者の被保険者証を添付して、確認調書と併せて勤務先担当課へ提出してください。

（3） **被扶養者の削除が必要な場合の記入例　⇒ こちら**

※被扶養者が就職している場合や、当組合の被扶養者認定基準を満たさない場合は、被扶養者の削除手続きが必要です。ホームページに掲載している、「被扶養者異動届」に対象者の被保険者証を添付して、確認調書と併せて勤務先担当課へ提出してください。（被扶養者の削除日は削除理由の発生日となります。）

削除が必要な例

- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者となった。
- 被扶養者が被扶養者認定基準を超える収入を得るようになった。
- 被扶養者が婚姻し、その生計を維持する者が変更となった。
- 夫婦共働きでこれまでは自分の方が配偶者より収入が多かったため子供等を被扶養者としていたが、後に夫婦間の収入が逆転した。
- 離れて生活する被扶養者に対して生活費を毎月送金していたが、これを止めることになった。
- 被扶養者認定基準において同居が要件である被扶養者と同居しないこととなった。
- 被扶養者が日本国内に住所を有しなくなった。（国内居住要件の例外に該当する場合を除く。）

３．留意点

（1） 上記 2.(3)にもあるとおり、当組合の被扶養者認定基準を満たさない方は被扶養者となることはできません。同認定基準については今回お届けしているパンフレットをご覧ください。

もし、被扶養者の削除が必要であったにも拘らずお手続きをいただいていなかった場合は、削除理由の発生時点に遡及して削除することになりますが、遡及期間中にその被扶養者が保険証を使用していた場合は、当組合が本来負担すべきではない医療費となりますので、被保険者に全額を弁済していただくことになります。人間ドック費用補助や予防接種費用補助などの保健事業を利用していた場合も同様となります。